

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：令和6年（2024年）11月19日（諮問第240号）

答申日：令和8年（2026年）3月27日（答申情第200号）

事案名：全国高等学校総合文化祭音楽専門部県代表選考会に関する文書の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、全国高等学校総合文化祭音楽専門部県代表選考会に関する文書について、令和6年（2024年）2月1日に行った不存在による不開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）12月25日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

熊本県高等学校文化連盟音楽専門部主催全国高等学校総合文化祭音楽専門部熊本県代表選考会全部門における演奏の審査の基準を記した文書及び電磁的記録（以下「文書等」という。）、代表選考の基準を記した文書等、管弦楽部門における審査結果を記した文書等、同結果を取りまとめた文書等、代表選考過程・選考結果に関する文書等並びにこれらに付属するもの一切（令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）分）（以下「本件請求文書」という。）

- 2 令和6年（2024年）2月1日、実施機関は、本件請求文書について、任意団体である熊本県高等学校文化連盟（以下「本件連盟」という。）が保有する文書であり、実施機関は組織的に利用しておらず、かつ保存もしていないため、不存在による不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）4月30日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）11月19日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件請求文書を開示するとの処分を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

条例第2条第2項に規定される「行政文書」該当性は、実質的に、当該文書がどのように作成、取得されているか、どのように用いられているか、保管されているかに基づき判断することになると解する。

本件連盟は、規約からは任意団体であると読み取れるが、事務局は熊本県立東稜高校内にあり、事務は同校職員が公務としての勤務時間内に行っていることから、その実態は、実施機関の一機関と何ら変わりはない。

実施機関に属する職員が公務としての勤務時間内に本件連盟の活動をしている実態があるにも関わらず、これが実施機関の組織としての活動ではないというのであれば、当該職員は職務専念義務違反であり、懲戒処分の対象である。しかしながら、当該懲戒処分の事実はないことから、本件連盟の活動が実施機関に属する職員の公務として行われていることは明らかである。よって、本件請求文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書である。

また、本件請求文書の保管は、実施機関が管理する学校設備内において行われていることから、実施機関が保有する文書である。

(2) 反論書の要旨

「任意団体」の中には、実施機関がその運営に全く関与しない団体、実施機関の職員が構成員となっている団体、事務局が実施機関の担当部署に置かれる団体など様々である。この点、本件連盟においては、実施機関に属する職員は本件連盟の職務を公務時間内に担当していること、その事務局は県立高校内に置かれていることから、当該職員による当該事務の執行は、任意団体である本件連盟の事務としての面と実施機関の事務としての面を有していると評価することが合理的である。

実施機関に属する複数の職員が本件請求文書を公務として使用していた場合は、当該文書は「業務上必要なものとして利用又は保有されている状態」にあり、条例第2条第2項の「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当すると考える。

本件の核心は、本件請求文書の保管状況にあるのではなく、当該文書が「実施機関の組織において組織的に用いるもの」に該当するか否かにある。本来、実施機関が保管すべき文書をたまたま保管していないことは、開示の対象外と

することを許す理由にはならない。

実施機関の主張は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める職務専念義務に違反する事態を容認していることになる。しかし、実態は、職務専念義務違反はなく、本件連盟の業務と、実施機関の業務の二面があると考えるのが実情に即し合理的である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

本件連盟は、県内の公立及び私立の高等学校で組織され、熊本県下の高等学校の各種文化活動の健全な発展を図ることを目的とした、規約を有し、役員を有する団体であり、実施機関とは全く別の任意団体である。

本件連盟音楽専門部は、本件連盟に置かれた16の専門部の中の一つであり、専門委員長、副専門委員長を含め、18名の公私立高等学校職員から構成されている。

条例第2条第2項に規定される「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保有されている状態のものを意味するとされている。

本件連盟は実施機関とは別の任意団体である以上、本件連盟において作成し、保有している本件請求文書については、実施機関が業務上必要なものとして利用又は保有している状態にないことは外形的にも明らかである。

本件連盟音楽専門部によると、当該専門部の業務は、専門委員長及び副専門委員長が分担して行っており、本件請求文書については、副専門委員長の所管業務として、当該専門部が所有するパソコン上で作成したものである。

令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの副専門委員長は、私立学校の音楽教諭であった。作成者が私立学校の音楽教諭である以上、「実施機関の職員」に該当しないことは明らかである。

令和5年度（2023年度）には、副専門委員長は県立学校の音楽教諭に交代したが、当該職員も勤務する高校が作成した文書とは混じらないよう音楽準備室（執務室）の棚で保管している。また、当該職員が不在時には音楽準備室を施錠しているため、同校の他の職員も自由に入出入りすることはできないということであった。当該職員が勤務する学校の他の職員を含め、実施機関の職員が利用できる状態になく、実施機関として「業務上必要なものとして利用又は保有されている状態でない」ことは明らかである。

本件連盟については、実施機関とは異なる任意団体であることは疑いようもない事実である以上、本件連盟が実施機関の一機関と何ら変わらないという審査請求人の主張は誤りであり、このことは本件連盟の役員に実施機関の職員が含まれていることに左右されるものではない。

2 説明聴取の要旨

(1) 全国高等学校総合文化祭音楽専門部熊本県代表選考会（以下「選考会」という。）における本件請求文書の取得の有無について

選考会において、実施機関としての立場で表彰に参画したものではない。

選考委員の委嘱にあたっては、本件連盟音楽専門部から委嘱を依頼したい教諭の属する学校等へ直接連絡があっており、音楽教育に携わっていることから豊富な経験と専門知識を持つ人材として、依頼があっているものと思料する。

上記の連絡時及び選考会前に、選考委員に対し本件請求文書の配付はない。

選考会当日に会場で審査基準及び代表選考の基準は口頭により説明し、審査結果については確認後直ちに本件連盟音楽専門部が回収し、審査用紙は処分しているため、実施機関として取得できる状況にない。

(2) 選考会以外での本件請求文書の取得の有無について

本件連盟音楽専門部の総会資料の中に本件請求文書の一部が含まれているため、出席した職員は、本件連盟音楽専門部の構成員として取得しているが、実施機関としては取得していない。

また、当該職員は、持ち帰った本件請求文書を個人的に保管し、実施機関の他の職員に供覧等を行っておらず、実施機関が組織的に用いるものではない。

(3) 本件連盟の事務に従事する際の職務専念義務免除の要否について

実施機関の職員は、本件連盟の事務について、部活動顧問及び校務分掌等の業務の一環として関わっているため、職務専念義務免除を受ける必要はない。

本件請求文書の作成等の事務に際しても、副専門委員長は職務専念義務免除を受けていない。

第5 適当と認める者の説明要旨

審議会は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第9条第4項に規定する「適当と認める者」として本件連盟に事実等の説明を求めた。

本件連盟の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件連盟の運営状況について

役員一覧に記載の事務局員2名は、本件連盟が雇用契約を結び雇用している職員である。

収入は、会員から集める会費（全日制生徒1名800円、定時制及び特別支援学校生徒1名300円、通信制1校15,000円）がほとんどである。実施機関からは、全国総文祭派遣費補助金を受け取っている。

「熊本県高等学校文化連盟 会長 ○○ ○○」名義の銀行口座を保有している。

2 選考会審査員の構成について

原則として各部門において、音楽専門部外から1名、音楽専門部内から2名の計3名で構成している。音楽専門部内審査員は、私立学校を含む本件連盟に加盟している学校の音楽の教員又は元音楽の教員から選任している。

3 本件請求文書の引継状況について

令和4年度（2022年度）の副専門委員長が保管していたデータは、令和5年度（2023年度）の副専門委員長に引き継がれている。

なお、部門毎（器楽・独唱・ピアノ）に保管しているものもあり、全ての事業のデータを副専門委員長が保管しているわけではない。

第6 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容並びに実施機関及び適当と認める者の説明内容に基づき、原処分 of 妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分において不存在による不開示とした根拠となる条例の規定について

(1) 条例第2条第1項の規定について

条例第2条第1項は、実施機関の定義について次のように規定している。

この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人（中略）及び熊本県道路公社（中略）をいう。

(2) 条例第2条第2項の規定について

条例第2条第2項は、行政文書の定義について次のように規定している。

この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。（以下省略）

(3) 条例第5条の規定について

条例第5条は、開示請求権について次のように規定している。

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、本件連盟音楽専門部が主催する全国高等学校総合文化祭音楽専門部熊本県代表選考会に係る全部門における演奏の審査基準及び代表選考基準、管弦楽部門における審査結果（とりまとめたものを含む。）並びに代表選考過程及び結果に関する文書及び電磁的記録で、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）分である。

(2) 本件連盟について

本件連盟の規約（令和7年（2025年）5月14日施行）を見分したところ、次のことが記載されていることが認められた。

- ア 本連盟は、熊本県下の高等学校及び特別支援学校をもって組織する。
- イ 本連盟は、熊本県下の高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）の各種文化活動の健全な発展を図ることをもって目的とする。
- ウ 本連盟に必要な専門部を置く。専門部の設置廃止は評議員会で決める。
- エ 役員を選出は次の方法による。
 - (ア) 会長、副会長、監事、理事長及び副理事長は理事会で推挙し、評議員会で承認する。
 - (イ) 評議員は、加盟各校の校長及び教師1名をもって充てる。
 - (ウ) 理事は、評議員の互選による若干名、及び専門部長・専門部委員長をもって充てる。
 - (エ) 事務局長、会計理事、庶務理事は会長が委嘱する。
 - (オ) 専門部長、専門部委員長、専門部委員は各専門部において選出する。専門部長は校長の中から選出する。
 - (カ) 顧問、参与は、必要に応じて、会長が委嘱する。
- オ 専門部委員会は、それぞれ部長、委員長、委員で構成され、各専門部の運営に当たる。
- カ 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及び事業収入をもって充てる。
- キ 会費は次のとおりとする。
 - (ア) 全日制の課程 生徒1名につき年額 800円
 - (イ) 定時制の課程 生徒1名につき年額 300円
 - (ウ) 特別支援学校 生徒1名につき年額 300円

(エ) 通信制の課程 1校につき年額 15,000円

ク 事務局は原則として会長指定の学校に置く。

これらの規定によると、本件連盟の会長を含む役員並びに事務局及び各専門部の運営について、実施機関が必ず担うことにはなっていない。

また、本件連盟の令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の収支決算報告書を見分したところ、収入のほとんどが会費及び繰越金であり、収入に占める実施機関からの補助金の割合は最大で約1.3%とわずかであることが認められた。

したがって、本件連盟は、規約上も実態上も、実施機関とは別個独立の団体であることが認められる。

(3) 本件請求文書の行政文書該当性について

実施機関及び本件連盟の説明によると、次のとおりであるとのことだった。

ア 実施機関の職員は、本件連盟の事務について、実施機関の業務の一環として関わっている。

イ 本件請求文書は、本件連盟音楽専門部の副専門委員長が、当該専門部所有のパソコンで作成したものである。

ウ 本件連盟音楽専門部の副専門委員長は、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までは私立学校の音楽教諭、令和5年度（2023年度）は県立学校の音楽教諭であった。

エ 令和4年度（2022年度）の副専門委員長が保管していたデータは、令和5年度（2023年度）の副専門委員長に引き継がれている。

オ 実施機関の職員である令和5年度（2023年度）の副専門委員長は、実施機関の文書と混じらないよう、本件請求文書を音楽準備室の棚で保管している。また、当該職員の不在時は、音楽準備室を施錠しているため、他の職員が本件請求文書を利用することはできない。

カ 本件連盟音楽専門部の総会資料の中に本件請求文書の一部が含まれており、当該専門部の構成員として出席した実施機関の職員が取得した。

キ 本件連盟音楽専門部の総会に出席した実施機関の職員は、持ち帰った本件請求文書を個人的に保管し、実施機関の他の職員に供覧等は行っていない。

行政文書であるというためには、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であることと、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であることの両方の要件を満たす必要がある。

これを本件についてみると、アないしエによれば、実施機関の職員である令和5年度（2023年度）の副専門委員長は、本件請求文書を「職務上作成し、

又は取得した」と認められる。また、ア及びカによれば、実施機関の職員である本件連盟音楽専門部の構成員は、本件請求文書の一部を「職務上取得した」と認められる。

他方、「組織的に用いる」とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味すると解される。その判断に当たっては、文書の作成又は取得の状況（当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、文書の利用の状況（他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、文書の保存又は廃棄の状況（組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮することとなる。この点につき、各職員における本件請求文書の保管等の状況は、オ又はキのとおりであるから、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められない。なお、本件請求文書の内容に鑑みれば、学校という組織で共用したり、他の職員に引き継いだりする必要性があるとまではいえないため、各職員が個人的に管理していることや供覧等していないことは、特段不自然、不合理なものとは認められない。

したがって、本件請求文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び電磁的記録」には該当するものの、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないことから、条例第2条第2項本文に規定する「行政文書」の要件を満たしていない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年）11月19日	・ 諮問（第240号）
令和7年（2025年）9月25日	・ 審議
令和7年（2025年）10月28日	・ 審議
令和7年（2025年）12月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年）1月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長	鹿瀬島	正剛
委員	齊藤	信子
委員	関	智弘